

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先：
備 考：